

京都市 R7 非課税給付金(令和7年度住民税非課税世帯) 申請書兼請求書

国の「経済的」を実現する総合経済対策に基づく物価高騰対応重点施策の早期実施を目的として、令和7年度住民税均等割が非課税の世帯に対して給付を行うものです。

(あて先)京都市長

申請期限 令和8年5月25日(月)必着

② ウラ面の「誓約・同意事項」及び「提出書類」を必ず参照のうえ、支給要件に該当することや提出書類に漏れがないことを確認し、提出してください。

③ 申請・請求者(世帯主) ④ 氏名 ⑤ 個人番号・生年月日 ⑥ 受取口座

⑥ 申請者が属する世帯の状況 ※令和8年1月30日時点の申請・請求者(世帯主)以外の構成員について記入してください。

氏名	生年月日	世帯員との関係	氏名	生年月日	世帯員との関係
1. 世帯主	〇〇年〇月〇日	世帯主	2. 同居の親	〇〇年〇月〇日	同居の親
3. 同居の配偶者	〇〇年〇月〇日	同居の配偶者	4. 同居の子	〇〇年〇月〇日	同居の子
5. 同居の兄弟姉妹	〇〇年〇月〇日	同居の兄弟姉妹	6. 同居の孫	〇〇年〇月〇日	同居の孫
7. 同居の祖父母	〇〇年〇月〇日	同居の祖父母	8. 同居のその他	〇〇年〇月〇日	同居のその他

⑦ 受取口座(原則、申請・請求者本人名義の口座とします) ※受取口座をひとつのみ記入のうえ、記入した口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード等の写し)を添付してください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カタカナ)
ゆうちょ銀行	〇〇支店	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇

⑧ 署名欄(Signature) 必ず署名してください。 ※記入困難な方は代筆可

令和 〇 年 〇 月 〇 日 申請・請求者(世帯主)氏名 京都 花子

⑨ 代理人申請・受給に係る手続き 世帯主名義の口座以外で代理受給される場合は、本紙(申請書)のほか、別途書類を提出いただく必要があります。

記入例

京都市 R7 非課税給付金(令和7年度住民税非課税世帯) 申請書兼請求書

国の「経済的」を実現する総合経済対策に基づく物価高騰対応重点施策の早期実施を目的として、令和7年度住民税均等割が非課税の世帯に対して給付を行うものです。

(あて先)京都市長

申請期限 令和8年5月25日(月)必着

ウラ面の「誓約・同意事項」及び「提出書類」を必ず参照のうえ、支給要件に該当することや提出書類に漏れがないことを確認し、提出してください。

申請・請求者(世帯主) ⑩ 令和8年1月30日時点の世帯の全ての構成員(世帯主以外)について記入してください。

氏名	生年月日	世帯員との関係	氏名	生年月日	世帯員との関係
1. 世帯主	〇〇年〇月〇日	世帯主	2. 同居の親	〇〇年〇月〇日	同居の親
3. 同居の配偶者	〇〇年〇月〇日	同居の配偶者	4. 同居の子	〇〇年〇月〇日	同居の子
5. 同居の兄弟姉妹	〇〇年〇月〇日	同居の兄弟姉妹	6. 同居の孫	〇〇年〇月〇日	同居の孫
7. 同居の祖父母	〇〇年〇月〇日	同居の祖父母	8. 同居のその他	〇〇年〇月〇日	同居のその他

受取口座(原則、申請・請求者本人名義の口座とします) ※受取口座をひとつのみ記入のうえ、記入した口座を確認できる書類(通帳、キャッシュカード等の写し)を添付してください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カタカナ)
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇

署名欄(Signature) 必ず署名してください。 ※記入困難な方は代筆可

令和 〇 年 〇 月 〇 日 申請・請求者(世帯主)氏名 京都 花子

代理人申請・受給に係る手続き 世帯主名義の口座以外で代理受給される場合は、本紙(申請書)のほか、別途書類を提出いただく必要があります。

⑫ 受取口座に係る添付書類 以下の内容がわかる書類(通帳、キャッシュカード等)のコピーを同封してください。

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行	〇〇支店	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇

⑬ 代理人申請・受給に係る手続き 本紙(申請書)のほか、以下の書類を提出してください。

- 法定代理人が代理申請・受給する場合の必要書類
- 世帯主(委任者)及び代理人双方の本人確認書類
- 代理権を証する書類(登記事項証明書等)
- 委任者又は補助人が手続きされる場合は、本手続の代理権があることを代理人側目録により確認できるものに限ります。

⑭ 本人確認書類 マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証(表裏)、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書のいずれか1つのコピーを同封してください。

⑮ 令和7年度住民税均等割が課税されていないことの根拠書類について

- 令和7年1月1日時点で他都市にお住まいの方は、令和7年度住民税均等割が非課税であることを証明する書類(非課税証明書等)(コピー)を同封してください。
- 世帯内に令和7年1月1日時点で国外にお住まいの方がいる場合は、令和7年度住民税の課税対象外であることが分かる以下の書類を提出してください。

⑯ 留意事項 ●不備のない書類の受付から1か月後のお返込みとなります(申請が集中した際は、もう少しお待ちいただく場合があります)。

お問い合わせ先・申請書送付先 京都市 R7 非課税給付金コールセンター ※コールセンターでは、受取口座の確認等の質問にはお答えできません。

誓約・同意事項

- ①京都市 R7 非課税給付金(令和7年度住民税非課税世帯)(以下「給付金」という。)の以下の支給要件の全てに該当します。
- 令和8年1月30日時点で本市に住居登録があり、世帯全員の令和7年度分の住民税均等割が非課税の世帯であること。
- 世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- 令和7年1月1日時点で国外に居住していた者のみで構成される世帯ではないこと。

提出書類

- ⑰ 京都市 R7 非課税給付金(令和7年度住民税非課税世帯) 申請書兼請求書(本書)
- ⑱ 申請・請求者(世帯主)の本人確認書類(コピー)
- ⑲ 申請・請求者(世帯主)のマイナンバーカード(裏面のみ)、運転免許証(表裏)、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書のいずれか1つ(コピー)を添付してください。
- ⑳ 受取口座を確認できる書類(コピー)
- ㉑ 令和7年度住民税均等割が課税されていないことの根拠書類(コピー)
- ㉒ 世帯全員の以下の書類(コピー)を提出してください。
- 令和7年1月1日時点で国外にお住まいだった方がいる世帯(複数人世帯)
- 日本国籍の方:戸籍の写し(令和7年1月1日時点の住所が分かるもの)
- 外国籍の方:在留許可の写し(在留許可日が分かるページ)

No.	신청서 검 청구서(일본어)	신청서 검 청구서(한국어)
1	京都市 R7 非課税給付金(令和7年度住民税非課税世帯) 申請書兼請求書	교토시 생활원금부금(2025년도 주민세 비과세 세대) 신청서 검 청구서

2	ウラ面の「誓約・同意事項」及び「提出書類」を必ず参照のうえ、支給要件に該当することや提出書類に漏れがないことを確認し、提出してください。	뒷면의 '서약·동의 사항' 및 '제출서류'를 반드시 참조하여 지급요건 해당 여부와 제출서류 누락 여부를 확인한 후 제출해 주십시오.
3	氏名	성명
4	個人番号・生年月日	개인번호·생년월일
5	現住所	현주소
6	申請者が属する世帯の状況 ※令和8年1月30日時点の申請・請求者(世帯主)以外の構成員について記入してください。	신청자가 속한 세대의 상황 ※2026년 1월 30일 기준, 신청자·청구자(세대주) 이외의 구성원에 대해 기재해 주십시오.
7	受取口座(原則、申請・請求者の口座とします) ※受取口座をひとつのみ記入のうえ、記入した口座を確認できる書類(通帳・キャッシュカード等の写し)を添付してください。複数の口座の記入や添付がある場合は、本市において振り込む口座を判断させていただきます。 ※記入した口座はお手元に控えておいてください。	수령계좌(원칙적으로 신청자·청구자의 계좌) ※수령계좌를 하나만 기입한 후, 기입한 계좌를 확인할 수 있는 서류(통장·현금인출카드 등의 사본)를 첨부해 주십시오. 복수의 계좌 기입이나 첨부가 있는 경우는 입금 계좌를 저희가 지정하겠습니다. ※기입한 계좌정보는 보관해 두십시오.
8	署名欄(Signature) 必ず署名してください。 ※記入困難な方は代筆可 ウラ面の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。また、本申請書の内容に相違ありません。 令和 年 月 日 申請・請求者(世帯主)氏名	서명란(Signature) 반드시 서명해 주십시오. ※기재가 어려우면 대리인이 서명하셔도 됩니다. 뒷면의 서약·동의 사항을 확인하고 서약·동의합니다. 또한, 본 신청서에 기재한 내용은 사실과 상 위 없습니다. 레이와 년 월 일 신청자·청구자(세대주) 성명
9	代理人申請・受給に係る手続き 世帯主義の口座以外で代理受給される場合は、本紙(申請書)のほか、別途書類を提出いただく必要があります。 詳細はウラ面をご覧ください。	대리인 신청·수급에 관한 절차 세대주명의 계좌 이외 계좌로 대리수급을 받을 경우는 본 신청서 외에 별도로 서류를 제출하셔야 합니다. 자세한 내용은 뒷면을 참조해 주십시오.
10	令和8年1月30日時点の世帯の全ての構成員(世帯主以外)について記入してください。	2026년 1월 30일 기준, 세대의 모든 구성원(세대주 제외)에 대한 내용을 기재해 주십시오.
11	忘れずに世帯主(申請者)が署名してください。	잊지 말고 세대주(신청자)가 서명해 주십시오.
12	受取口座に係る添付書類 以下の内容がわかる書類(通帳、キャッシュカード等)のコピーを同封してください。 ※コールセンターでは、受取口座の確認等の質問にはお答えできません。	수령계좌 관련 첨부서류 아래 내용을 확인할 수 있는 서류(통장, 현금카드 등)의 사본을 동봉해 주십시오. ※콜센터에서는 수령계좌 확인 등의 질문에는 대답할 수 없습니다.
13	代理人申請・受給に係る手続き 本紙(申請書)のほかに、以下の書類を提出してください。 (法定代理人が代理申請・受給する場合の必要書類) ●世帯主(委任者)及び代理人双方の本人確認書類 ●代理権を証する書類(登記事項証明書等) ※保佐人又は補助人が手続きされる場合は、本手続の代理権があることを代理行為目録により確認できるものに限ります。 ※本給付金に関する通知書等をお送りする場合の送付先(住所)を提出書類に明示してください。 (法定代理人以外が代理申請・受給する場合の必要書類) ●世帯主(委任者)及び代理人双方の本人確認書類 ●代理申請・受給手続申立書 右記の二次元コードから上記申立書をダウンロードして本紙(申請書)と合わせて提出してください。	대리인 신청·수급에 관한 절차 본 신청서와 함께 다음의 서류를 제출해 주십시오. <법정대리인이 대리신청·수급을 하는 경우에 필요한 서류> ●세대주(위임자) 및 대리인 양측의 본인확인서류 ●대리권을 증명하는 서류(등기사항증명서 등) ※보좌인 또는 보조인이 절차를 진행하는 경우는 본 절차의 대리권이 있음을 대리행위목록으로 확인할 수 있는 서류에 한합니다. ※본 급부금에 관한 통지서 등을 보내 드릴 경우에 필요한 송부처(주소)를 제출서류에 명시해 주십시오. <법정대리인 이외의 자가 대리신청·수급을 하는 경우에 필요한 서류> ●세대주(위임자) 및 대리인 양측의 본인확인서류 ●대리신청·수급 절차신청서 오른쪽 QR코드로 양식을 다운로드하여 본 신청서와 함께 제출해 주십시오.
14	※本人確認書類は、必ず有効期限内のものをコピーしてください。	※본인 확인서류는 반드시 유효기간 내의 것을 복사해 주십시오.

<p>令和7年度住民税均等割が課税されていないことの根拠書類について</p> <p>●令和7年1月1日時点で他都市にお住まいだった方は、令和7年度住民税均等割が非課税であることを証明する書類(非課税証明書等)(コピー)を同封してください。</p> <p>●世帯内に令和7年1月1日時点で国外にお住まいだった方がいる場合は、令和7年度住民税の課税対象外であることが分かる以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の方: 戸籍の附票の写し(令和7年1月1日時点の住所が分かるもの) ・外国籍の方: ビザ(査証)の写し(上陸許可日が分かるページ) <p>※令和7年1月1日時点で国外に居住していた方のみで構成される世帯は対象外です。上記書類を提出いただいても支給できません。</p>	<p>2025년도 주민세 균등할이 과세되지 않았다는 근거 서류에 대하여</p> <p>●2025년 1월 1일 시점에 다 도시에 거주하던 분은 2025년도 주민세 균등할이 비과세임을 증명하는 서류(비과세증명서 등)(사본)를 동봉해 주십시오。</p> <p>●세대원 중 2025년 1월 1일 시점에 국외에 거주하신 분이 있는 경우는 2025년도 주민세가 비과세 대상임을 알 수 있는 다음의 서류를 제출해 주십시오。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・일본인: 호적부표 사본 (2025년 1월 1일 시점의 주소가 기재된 것) ・외국인: 비자(사증) 사본(상륙허가일이 확인 가능한 페이지) <p>※2025년 1월 1일 시점에 세대원 전원이 국외에 거주하던 세대는 대상에서 제외됩니다. 상기 서류를 제출해도 급부금을 받으실 수 없습니다。</p>
<p>留意事項</p> <p>●不備のない書類の受付から約1か月後のお振込みとなります(申請が集中した際は、もう少しお待ちいただく場合があります)。</p> <p>●基準日時点で離婚協議中の場合や、基準日後に子ども連れでの離婚があった場合については、配偶者(課税者)の被扶養者(非課税者)等であっても、支給対象となる可能性があるため、下記のコールセンターまでお問い合わせください。</p> <p>●本給付金は所得税等の計算における所得に含まれます。</p>	<p>유의 사항</p> <p>●서류에 불비가 없으면 접수로부터 약 1개월 후에 입금이 이루어집니다.(신청이 집중될 경우 조금 더 시간이 걸릴 수 있습니다.)</p> <p>●기준일 시점에서 이혼협의 중이었거나 기준일 후에 자녀를 동반하여 이혼한 분은 배우자(과세자)의 피부양자(비과세자) 등인 경우에도 지급대상이 될 수 있으니 아래 콜센터로 문의해 주십시오。</p> <p>●본 급부금은 소득세 등의 계산 시 소득에 포함됩니다。</p>
<p>誓約・同意事項</p> <p>①京都市くらし応援給付金(令和7年度住民税非課税世帯)(以下「給付金」という。)の以下の支給要件の全てに該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月30日時点で本市に住民登録があり、令和7年度分の住民税均等割が非課税の世帯であること。 ・世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。 ・令和7年1月1日の時点で国外に居住していた者のみで構成される世帯ではないこと。 <p><例></p> <p>令和7年1月2日以降に日本へ転入され、令和7年度住民税の課税対象外である、単身世帯(留学生等)は受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯ではないこと。 <p><例></p> <p>親(課税者)に扶養されている大学生(非課税)等の単身世帯や、子(課税者)に扶養されている親の世帯(非課税)等は受給できません。</p> <p>②給付金の支給要件の該当性等を審査するために必要な、住民基本台帳情報及び税情報等の公簿等の確認又は資料の提供を、京都市が他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。</p> <p>③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。</p> <p>④この申請書は、京都市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。</p> <p>⑤申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年5月25日までに、不備が補正されない場合は、給付金が支給されないことに同意します。</p> <p>⑥①の支給要件に該当しないのに受給した場合や、本給付金の受給後に支給要件を満たさなくなった場合(収入・所得等の修正申告により、令和7年度住民税均等割課税世帯となった等)は、給付金を返還しします。</p>	<p>서약·동의사항</p> <p>①교도시 생활응원급부금(2025년도 주민세 비과세 세대)(이하 '급부금')의 다음 지급요건을 모두 충족합니다.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2026년 1월 30일 시점에 교도시에 주민등록이 되어 있고, 2025년도분 주민세 균등할이 비과세인 세대일 것. ・세대 중에 주민세 균등할 과세 대상 소득이 있는 경우, 미신고자가 없을 것. ・ 2025년 1월 1일 시점에서 국외 거주자만으로 구성되는 세대가 아닐 것. <p><예></p> <p>2025년 1월 2일 이후에 일본으로 전입한, 2025년도 주민세 과세대상이 아닌 단신세대(유학생 등)는 수급할 수 없습니다.</p> <p><예></p> <p>부모(과세자)에게 부양받고 있는 대학생(비과세) 등의 단신 세대, 자녀(과세자)에게 부양받고 있는 부모 세대(비과세) 등은 수급할 수 없습니다.</p> <p>②급부금 지급요건 확인에 필요한 주민기본대장정보 및 세무정보 등을 교도시가 다른 행정기관 등에 요청하거나 제공하는 것에 동의합니다.</p> <p>③공적기록 등으로 확인할 수 없는 경우는 관련서류를 제출합니다.</p> <p>④이 신청서는 교도시에서 지급 결정 후 급부금 청구서로 처리됩니다.</p> <p>⑤신청서 겸 청구서의 불비로 인한 송금 불가능 등의 사유로 지급이 완료되지 않고, 또한 2026년 5월 25일까지 불비가 보완되지 않았을 경우는 급부금이 지급되지 않는 것에 동의합니다.</p> <p>⑥①의 지급요건에 해당되지 않는 상황에서 수급했거나, 본 급부금을 수급한 후에 지급요건을 충족하지 않게 된 경우(수입·소득 등의 수정신고로 2025년도 주민세균등할 과세 세대가 된 경우 등)에는 급부금을 반환합니다.</p>
<p>18 (本書)</p>	<p>(본서)</p>
<p>19 『申請・請求者(世帯主)の本人確認書類(コピー)』</p>	<p>‘신청·청구자(세대주)의 본인확인서류(사본)’</p>
<p>20 『受取口座を確認できる書類(コピー)』</p>	<p>‘수령계좌를 확인할 수 있는 서류(사본)’</p>
<p>21 『令和7年度住民税均等割が課税されていないことの根拠書類(コピー)』</p>	<p>‘2025년도 주민세 균등할 비과세 증명서류(사본)’</p>
<p>22 ●令和7年1月1日時点で国外にお住まいだった方がいる世帯(複数人世帯)</p>	<p>●2025년 1월 1일 시점에 국외에 거주하던 분이 있는 세대(2인 이상 세대)</p>
<p>23 ・外国籍の方:ビザ(査証)の写し(上陸許可日が分かるページ)</p>	<p>・ 외국인: 비자(사증) 사본(입국허가일이 확인 가능한 페이지)</p>
<p>24 【留意事項】 令和7年1月1日時点で国外に居住していた方のみで構成される世帯は対象外です。上記書類を提出いただいても支給できません。</p>	<p>[유의 사항] 2025년 1월 1일 시점에 세대원 전원이 국외에 거주하던 세대는 대상에서 제외됩니다. 상기 서류를 제출해도 급부금을 받으실 수 없습니다。</p>